

とちぎ未来クラブホームページ広告掲載要領

1 趣旨

この要領は、とちぎ未来クラブ（以下「未来クラブ」という。）が管理するホームページのトップページ（以下「未来クラブホームページ」という。）への広告掲載について必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この要領において、「広告」とは、文字又は画像で表示された情報で、未来クラブホームページへの広告掲載の決定を受けた者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

3 広告の種類、規格等

広告の種類は、バナー広告とする。

広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦60ピクセル 横120ピクセル
- (2) 形式 GIF・JPEG（アニメ不可）
- (3) データ容量 8KB以下

4 広告の掲載期間

広告を掲載する期間は、原則として1か月単位とし、当該広告を掲載する月の初日から掲載が終了する月の最終日までとする。ただし、複数月の広告掲載の申込みがあった場合は、その掲載期間を複数月とすることができる。

なお、広告掲載を開始する日又は広告掲載を終了する日が日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に基づく休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日に当たる場合は、未来クラブが別に定めるものとする。

5 広告掲載の募集

募集は、広告の枠を新たに設定したとき、又は広告の枠に空きが生じたときに、未来クラブホームページ等により募集するものとする。

6 広告掲載の申込み

広告掲載を希望する者は、「とちぎ未来クラブホームページ広告掲載申込書」（様式第1号）により、未来クラブが指定する募集期限までに、未来クラブに広告掲載を申し込むものとする。

申込みは、1者につき1枠とする。ただし、広告主が決定していない枠への掲載を随時に募集する場合は、この限りでない。

7 広告掲載の決定

未来クラブ事務局（以下「事務局」という。）は、広告掲載申込書を審査し、その掲載又は不掲載を決定し、「とちぎ未来クラブホームページ広告掲載（不掲載）通知書」（様式第2号）により、当該申込者に掲載個所と掲載期間又は不掲載の理由を通知するものとする。

広告掲載及び掲載位置の決定については、「とちぎ子育て家族応援事業」の協賛店舗・施設、掲載希望月の総数の多いものの順位で優先し、順位の優劣を判断することができないときは、未来クラブにおいて抽選により順位を決定するものとする。

8 広告原稿の作成及び提出

広告掲載通知を受けた広告主は、広告原稿の電子ファイルを作成し、未来クラブが指定した日までに、未来クラブが指定した場所に提出するものとする。広告原稿の作成等に関する経費は、広告主が負担するものとする。

未来クラブは、提出された広告原稿の内容が不適切であると判断した場合は、広告主に対して修正を求めることができる。

9 広告掲載料

広告の掲載料は、1枠当たり月額3,000円とし、一括前納するものとする。

広告掲載料の納入は、未来クラブが発行する請求書に基づき、原則として、未来クラブが指定した日までに指定の口座あて振込むこととする。

なお、広告掲載料の振込みに要する経費は、広告主の負担とする。

10 広告掲載の取消し

未来クラブは、定められた日までに広告原稿が提出されないとき、定められた日までに広告掲載料が納入されないとき及び広告掲載が不適切であると判断したときは、直ちに広告の掲載を取り消すことができる。

未来クラブは、広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付してその旨を通知するものとする。

既に納入済みの広告掲載料は、広告掲載の取り消しを通知した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとし、返還する広告掲載料には利子を付さない。

11 広告掲載の取下げ

広告主は、自己の都合により、掲載中あるいは掲載予定の広告掲載を取り下げることができるものとし、書面により未来クラブに申し出なければならない。

既に納入済みの広告掲載料は、広告掲載の取下げを受理した日の属する月の翌月以降の月に係る広告掲載料を返還するものとし、返還する広告掲載料には利子を付さない。

12 広告掲載料の返還

未来クラブは、広告主の責に帰さない理由により、広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかったときは、掲載しなかった日数に応じて日割り計算により算出した金額を広告主に返還する。ただし、当該広告を掲載しなかった期間が1か月単位につき1日未満の場合は、返還しないものとする。返還する広告掲載料には、利子を付さない。

13 広告の変更

広告主は、当該公告の内容を原則として月単位に変更ことができるものとし、変更しようとする場合は、未来クラブにあらかじめ協議のうえ広告原稿を作成して提出するものとする。

14 リンク先の変更

広告主は、広告のリンク先の変更を希望するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに未来クラブに届け出るものとする。

未来クラブは、リンク先変更の届け出があった場合は、変更後のリンク先の内容を確認の上、リンク先を変更するものとする。

15 広告主の責務

広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他の広告掲載に関するすべての事項について、一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為、その他の不正な行為を行ってはならない。

広告主は、広告の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決しなければならない。

16 協議

この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、未来クラブと広告主双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

17 裁判管轄

この要領に定める広告掲載に関する訴訟は、宇都宮地方裁判所に提訴するものとする。

18 その他

この要領に定めるもののほか、広告の取り扱いに関して必要な事項は、未来クラブが別に定めるものとする。

附則

この要領は、平成21年7月1日から施行する。

この要領は、平成22年12月1日から施行する。